

第4編 人事(大月都留広域事務組合職員定数条例)

第2章 定数・任用

○大月都留広域事務組合職員定数条例

(昭和56年12月21日条例第2号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号 平成6年4月1日条例第1号
平成9年3月5日条例第1号 平成20年6月26日条例第1号
令和元年11月29日条例第5号

(定義)

第1条 この条例で職員とは、組合長、議会及び監査委員の事務局に常時勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)をいう。ただし、臨時的に任用された職員を除く。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組合長の事務部局等の職員

一般職員 30人

(2) 議会の所管に属する職員

書記長 1人

書記 2人

(3) 監査委員の所管に属する職員

書記 1人

(定数の配分)

第3条 前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局等内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)施行の日から適用する。

附 則(平成6年4月1日条例第1号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月26日条例第1号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。